

理事長 岩本 信之

規程および規則の一部変更について

平成 23 年 7 月 13 日の組合会において、下記の規程および規則の一部変更が承認されました。

記

1. 組合会会議規則
2. 出産費資金貸付規程
3. 高額医療費資金貸付規程
4. 高額療養費支給手続規程
5. 一部負担還元金および付加給付支給手続規程
6. 旅費規程

以上

大和証券グループ健康保険組合組合会会議規則

新旧対照表

新	旧
<p>第2条 議員の席次は、<u>議長の定めるところによる。</u></p> <p>2.補欠議員の席次は、<u>前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員になったものが2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。</u></p> <p>第3条 議員の着席は、<u>議長の合図による。</u></p> <p>附則 この規定は、<u>平成23年8月1日から施行する。</u></p>	<p>第2条 議員の席次は、<u>会議の都度抽籤によりこれを定める。</u></p> <p>第3条 議員の着席は、<u>口頭によりこれを行う。</u></p>

出産費資金貸付規程

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）<u>第101条</u>の規程による<u>出産育児一時金又は法第114条による家族出産育児一時金</u>（以下、省略）</p> <p>附則 この規定は、<u>平成23年8月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）<u>第50条</u>の規程による<u>出産一時金又は法第59条ノ4による配偶者出産育児一時金</u>（以下、省略）</p>

高額医療費貸付規程

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）<u>第115条</u>の規定（以下、省略）</p> <p>附則 この規定は、<u>平成23年8月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）<u>第59条ノ4ノ2</u>の規定（以下、省略）</p>

高額療養費支給手続規程

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 この規程は、<u>施行規則第111条</u>（以下、省略）</p> <p>第5条 高額療養費の支給は、<u>組合窓口での現金払い又は金融機関（銀行又は郵便局）への振込みによる支給とする。</u></p>	<p>第1条 この規程は、<u>施行規則第69条</u>（以下、省略）</p> <p>第5条 高額療養費の支給は、<u>組合合窓口で現金又は小切手により支給する。</u></p>

<p>附則 この規定は、<u>平成 23 年 8 月 1 日から施行する。</u></p>	
---	--

一部負担還元金および付加給付支給手続規程

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条 出産育児一時金もしくは<u>家族出産育児一時金付加金</u>を請求する場合（以下、省略）</p> <p>第 6 条 <u>削除</u></p> <p>（新設）</p> <p>第 6 条 訪問看護療養費付加金もしくは家族訪問看護付加金を請求する場合は、支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは当該明細書を組合で受領したとき、本人より請求があったものとみなす。</p> <p>第 8 条 埋葬料付加金（以下、省略）</p> <p>2.埋葬料付加金</p> <p>第 14 条 付加給付の支給は、<u>組合窓口での現金支払い又は金融機関（銀行又は郵便局）への振込みにより支給する。</u></p> <p>附則 この規定は、<u>平成 23 年 8 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条 出産育児付加金もしくは配偶者出産育児付加金を請求する場合（以下、省略）</p> <p>第 6 条 育児手当付加金もしくは配偶者育児手当付加金を請求する場合は、組合の所定の様式に所要事項を記入し請求するものとする。</p> <p>第 8 条 埋葬付加金（以下、省略）</p> <p>2.埋葬費付加金（以下、省略）</p> <p>第 14 条 付加給付の支給は振替、現金および組合窓口で現金または小切手により支給する。</p>

旅費規程

新旧対照表

新	旧
<p>第 8 条 （前略）<u>6 級職員</u>に支給する旅費の額等を適用する。</p> <p>附則 この規定は、<u>平成 23 年 8 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 8 条 （前略）4 級職員に支給する旅費の額等を適用する。</p>